

付録2 平成27年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成27年4月1日から28年3月31日までの間に係属した事件87件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (あ) はあっせん、(調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	宮城県 平成26年 (調)第1号事件	産業廃棄物処分業者による大気汚染被害防止等請求事件	26. 7. 22	中古自動車部品販売会社	市(代表者市長)産業廃棄物中間処理業者	平成19年から現在に至るまで、被申請人A社保有の汚泥処理プラントからの汚泥飛散が継続しており、申請人建物、商品、従業員の車両に被害が発生している。また、被申請人B市の被申請人A社に対する指導監督が奏功しておらず、状況が改善されていない。よって、①被申請人B社は申請人に対し、金9,979,510円及びこれに対する本調停終結から完済まで年5分の割合による金員を支払うこと、②被申請人B社は同社保有の汚泥処理プラントから、被申請人事業所敷地内への汚泥飛散を防止するために適切な防止措置を実施すること、③被申請人C市は、被申請人B社に対し、同社保有汚泥処理プラントからの汚泥飛散を防止するために必要な指導監督措置を実施すること、④被申請人B社は同社敷地から申請人事業所敷地西側に隣接する雨水側溝への汚水流出を防止するために適切な防止措置を実施すること、⑤被申請人C市は被申請人B社に対し同社敷地から申請人事業所敷地西側に隣接する雨水側溝への汚水流出を防止するための適切な指導監督措置を実施すること。	27. 8. 7	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者全員が受諾し、本件は終結した。
2	山形県 平成19年 (調)第1号事件	養豚を営む事業場からの悪臭被害防止対策請求事件	19. 11. 30	山形県 住民団体	養豚業者	被申請人養豚事業場からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	27. 10. 28	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
3	茨城県 平成27年 (調)第1号事件	スーパーマーケットからの騒音・振動被害防止請求事件	27. 8. 14	茨城県 住民3人	スーパーマーケット	申請人らは、被申請人スーパーの室外機、ヒートポンプ給湯機、キュービクルや換気扇等から発せられる騒音及び振動音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人はスーパーマーケット(以下、「スーパー」という。)の①室外機及びヒートポンプ給湯機を移設すること、②キュービクル及び換気扇の防音対策をとること、③駐車場にアイドリングストップ、前進駐車等の標示を立てること。			
4	栃木県 平成27年 (調)第1号事件	木材チップ工場騒音被害防止請求事件	27. 10. 21	栃木県 住民1人	木材会社	被申請人の木材チップ工場から発せられる破砕機の騒音により、申請人は精神的苦痛を受けている。また、申請人の妻及び娘はうつ病等で療養中であり、騒音被害により病状が悪化しないか心配である。よって、被申請人は、騒音被害対策、完全な防音壁を設置すること。			
5	群馬県 平成26年 (調)第1号事件	エアコン室外機及び冷凍機等からの騒音被害防止等請求事件	26. 2. 19	群馬県 住民1名	コンビニエンスストア	被申請人所有の店舗から発生するエアコン室外機及び冷凍機等の騒音により、申請人は、睡眠障害、頭痛、腹痛等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①可聴音30.3dBを常時超えぬよう防音対策を講じること、②この騒音問題に異議ある場合、夜間騒音ピーク時の騒音値を公正な方法で機械操作及び測定で被申請人自身で測定し、因果関係なしの証明をすること、③地域に密着し深夜営業も可としている以上、地域との問題については真摯に受け止め対応すること。	27. 10. 28	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
6	群馬県平成27年(調)第1号事件	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	27. 11. 16	群馬県住民87人	スーパーマーケット等運営会社	この問題がおきてから2年半以上、陳情書を出してから1年経過している。この問題を解決し、一日も早く以前と同じような良い環境に戻って欲しい。よって、被申請人は、①悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすること、②発砲スチロールの減容に伴うガス、臭気の対策を行うこと。			
7	群馬県平成28年(調)第1号事件(参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	28. 1. 25	群馬県住民1人	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。			
8	埼玉県平成26年(調)第5号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	26. 10. 8	埼玉県住民2人	埼玉県住民1人	被申請人の経営する飲食店からの騒音が日常的に継続するため、これが原因で、申請人らは不眠や頭痛に悩まされ、日常生活に支障が出るようになった。よって、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。	27. 6. 3	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
9	埼玉県平成27年(調)第1号事件	エアコン室外機及び乾燥機からの騒音・悪臭被害防止請求事件	27. 2. 10	埼玉県住民11人	老人ホーム	申請人らは、被申請人の施設に設置されているエアコン室外機及び乾燥機からの騒音により精神的苦痛及び安眠妨害を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、市の環境条例の規制基準内にとどまるよう対策を講じること、②エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、これを軽減する措置をとること、③エアコン室外機及び乾燥機の騒音軽減のため、運転時間を午前6時から午後10時までとすること、④乾燥機の使用による悪臭軽減のための処置をとること、⑤上記措置をとらない場合、半年の猶予期間後、当該施設の移転又はエアコン室外機及び乾燥機の移設をすること。			
10	埼玉県平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機等からの騒音被害防止請求事件	27. 9. 29	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人 住宅販売会社	申請人は、被申請人宅から発せられる音によって健康被害(不眠、頭痛、吐き気など)を受けている。よって、被申請人らは、①被申請人宅に設置している家庭用ヒートポンプ給湯器のヒートポンプユニットを被申請人宅の北西の角付近から南側の掃出し窓付近に移設し、その運転音などが申請人宅におよばないようにすること。また、移設が完了するまで、運転時間を午後3時から午後9時に変更すること。移設が不可能である場合は、撤去の上、代わりに電気温水器を設置すること、②被申請人宅に設置している太陽光発電のパワコンを屋外から屋内に移設し、その運転音などが申請人宅におよばないようにすること、③被申請人宅の浴室換気口のカバーを消音型のものに交換し、ゴムパッキンを取り付けるなど対策を講じて、換気口からの音が申請人宅におよばないようにすること、④被申請人宅の浴室付近の騒音について、規制基準内にとどまるよう対策を講じること。被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
11	埼玉県平成27年(調)第3号事件	食品製造工場からの粉じん・悪臭被害防止等請求事件	27. 11. 4	埼玉県住民3人	食品製造会社2社	当該工場から排出される煙が原因と思われる白及び薄茶色の粉が、工場稼働時(ほぼ24時間)に飛散し、申請人宅及び工場周辺住居の駐車場の車、ベランダの手すりや門扉などに付着し、容易に落ちない。また、当該工場の即席麺製造過程で生じる悪臭が申請人宅の中まで入ってきて、不快な思いをしている。よって、被申請人らは、①当該工場から排出される煙について、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、でんぷん等が周辺住居地に飛散しないよう、除去装置を設置することや排気ダクトを延長して住宅地とは反対方向に向けることなどの対策を講じること、②当該工場から排出される悪臭について、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、即席麺製造工程で生じる悪臭が周辺住宅地に飛散しないよう、除去装置を設置することや排気ダクトを延長して住宅地とは反対側に向けるなどの対策を講じること、③被申請人Bは、自社製品の製造を委託している被申請人Aの当該工場に関する上記改善策について、責任をもって対処すること、④調停成立後60日以内に上記改善策を実施すること、⑤上記対策を実施後、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、申請人等から上記対策の効果等について聞き取りを行うこと、⑥上記対策の効果を維持するため適切な管理に努めること。	28. 1. 27	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	埼玉県平成27年(調)第4号事件	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	27. 12. 25	埼玉県住民3人 群馬県住民1人 東京都住民1人	町(代表者町長)環境保全組合	申請人らは、新ゴミ焼却施設(以下、「本件施設」という。)の稼働により、①本件施設から排出される有害物質等及び②廃棄物の運搬車両から排出される有害物質等により、生命・健康及び生活・財産に対する被害を被るおそれがある。よって、①被申請人Aは、本件施設を建設・操業してはならない、②被申請人Bは、本件施設建設場所の決定を撤回し、同施設建設に適した場所の選定手続をやりなおすこと。			
13	埼玉県平成28年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	28. 1. 7	埼玉県住民1人	板金加工会社	申請人及び申請人の家族は、被申請人の工場の発する板金をたたく音やフォークリフトの騒音、振動、溶接による閃光等の被害に悩まされており、感情の乱れ、食欲不振、耳からのめまい、不眠などの体調不良の状態となっている。よって、被申請人は、作業場所を移転すること又は騒音規定内の作業工程の見直しを施し、騒音が発生しないよう措置を講ずること。			
14	埼玉県平成28年(調)第2号事件	浴室換気扇からの悪臭被害防止請求事件	28. 1. 8	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人	被申請人宅の浴室の換気扇が申請人宅に向いており、被申請人宅の浴室の臭気が申請人宅に流入する。毎日長時間に及ぶカビやドブのような臭いにより、申請人は苦痛と健康面での不安を感じている。よって、被申請人は、被申請人宅の浴室に設置されている換気扇からの臭気を低減する措置を取ること。			
15	埼玉県平成28年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	28. 3. 2	埼玉県住民4人	スーパーマーケット	被申請人が経営するスーパーマーケット(以下、「スーパー」という。)からの騒音・悪臭などにより、申請人は睡眠不足等の肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、経営するスーパーの店舗及び倉庫から、商品の搬出入に係る音、店内放送音、従業員の話し声、空調室外機の運転音、惣菜の揚げ油等の騒音・悪臭などを発生させないよう対策を行うこと。具体			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						的には、①商品の搬出入に用いる台車について、店舗と倉庫との間の通行を制限する、②店舗及び倉庫の出入口には防音扉・二重扉等を設置する、③店舗及び倉庫の壁・天井に吸音材・遮音材を張りつける、④倉庫内での作業時間を制限する、⑤店舗及び倉庫に設置されている空調室外機を店舗南側に移設する、⑥倉庫の東西にある駐輪場を店舗南側に移設する、⑦トラックによる商品の搬入時間を制限する、⑧店舗の調理場の給排気口を店舗南側に移設する、⑨申請人に450万円を支払う、こと等を求める。			
16	埼玉県平成28年(調)第4号事件(参加)	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	28. 3. 15	埼玉県住民1人	埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ	埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ。			
17	千葉県平成26年(調)第1号事件	牧場からの家畜排泄物等による悪臭・水質汚濁・土壌汚染被害防止等請求事件	26. 8. 6	マンション管理組合法人	千葉県住民1人	被申請人牛舎から発生する家畜排泄物等から発生する悪臭、付近の排水路の水質汚濁、海岸付近の草木の枯死等土壌汚染により、申請人マンション住民は、換気のため窓を開けたり、洗濯物を外に干すことがはばかれるなど、日々の生活上の行動が制限を受けるとともに、申請人マンションの経済的価値を著しく下落させている。よって、被申請人は、①被申請人牛舎と申請人マンションとの敷地境界における臭気濃度及び臭気指数をそれぞれ10以下とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、②被申請人牛舎付近の排水路の水質分析結果を正常値とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、③被申請人牛舎内のパドックに湧水が流入しないよう対策を講じるとともに、泥濘化した家畜排泄物は、適宜ローダー等で堆肥舎に搬入すること、④被申請人牛舎における牛の飼育頭数の減少又は移転等を検討すること、⑤慰謝料として金600万円を支払うこと	27. 5. 20	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
18	東京都平成25年(調)第4号事件	体育施設からの騒音被害防止請求事件	25. 8. 9	東京都住民1人	市(代表者市長)	隣接する体育施設は剣道練習に使用されているが、床を踏み込む音、大きなかけ声等の騒音により、睡眠不足になり、仕事や健康に悪影響が生じている。よって、被申請人は、①二重サッシの設置などの防音対策を実施し、体育施設からの騒音を低減させること、②剣道練習に使用させる時間を火曜日は20時までとし、金曜日・土曜日・日曜日には約束外での使用をさせないこと、③騒音を放置せず、市の権限を行使し、体育室の利用について勧告、指導を行うこと、④剣道練習の際の床の踏み込み、叫び声をやめさせ、体育施設北側の使用を禁止するなど工夫・配慮をすること、⑤上記措置をとれない場合は、他の施設へ練習場を変更すること。	28. 2. 3	調停打ち切り	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	東京都平成25年(調)第7号事件	工場からの振動被害防止請求事件	25. 12. 25	東京都住民2人	清掃用品レンタル会社	被申請人工場では、業務用洗濯機、脱水機等の使用に伴う振動が朝7時台から作業時間内に断続的又は連続的に発生し、この振動により申請人の家屋が揺れるため、申請人らは精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場設備からの振動に対して、実効ある低減措置をとること、②作業開始時間を守り、早朝7時台からの振動を伴う作業をしないこと。	27. 7. 24	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
20	東京都平成26年(調)第1号事件	清掃事務所からの騒音被害防止請求事件	26. 1. 30	東京都住民1人	区(代表者区長)	被申請人清掃事務所は、月曜日から土曜日まで、ごみ収集を行う清掃作業員の集合・解散場所に利用されている。清掃事務所の西側出入口付近で、午前7時半頃から出発、帰庁を繰返し、清掃車が大きな騒音をたてて走行したり、事務所構内でアイドリングしたり、バックや曲がる際のサイン音を発生させる、清掃作業員が集合場所で大きな声で会話する、道路に出て大声で誘導するなどの騒音に悩まされ続け、窓を開けることも差し支ええるといった生活侵害を受け、健康被害も生じかねない。また、清掃事務所では収集したゴミの一部を事務所構内で圧縮する作業を行っている。この圧縮作業をしている際に発生する騒音及び悪臭と、清掃車の大きなアイドリング音が申請人宅に届き悩まされている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと、②清掃事務所内におけるゴミ圧縮作業を中止すること、③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。			
21	東京都平成26年(調)第2号事件	結婚式場からの騒音被害防止請求事件	26. 4. 2	東京都住民1人	結婚式場運営会社	被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、眩暈、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。			
22	東京都平成27年(調)第1号事件	宗教施設からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	27. 1. 14	東京都住民1人	宗教法人	被申請人は、本件建物及びその周辺地域において、曜日及び時間帯を問わず、恒常的にアンプ、スピーカーその他の音響機器及び楽器を用いた集会を開催して、演説、楽器演奏、歌唱、映像視聴等を大音量で行い、また、多数の信徒等が大声で会話等を行うのを漫然と放置しており、これらの活動によって生じる騒音により、申請人及びその家族を含む近隣住民は、その平穏な生活環境を著しく侵害され、重大な精神的苦痛を被っている。さらに、被申請人は、信徒等の発する生活音や食事の調理等に伴うと思われる悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置等を繰り返しており、これらによる近隣の生活環境の悪化も看過しがたい。よって、被申請人は、①その活動により、都条例に定める規制基準を超える騒音を発生させないこと、②その活動により生じる騒音が、規制基準内にとどまるよう、騒音を発生させる活動の中止、騒音発生源の移動、防音工事の実施、信徒等の指導その他必要な防音対策をとること、③その発する音が②の防音対策を講ずることにより本件建物の外部に漏れない場合を除き、アンプ、スピーカーその他の音響機器若しくは楽器を使用し、若しくは使用させ、又は演説、歌唱その他の発声をし、若しくはさせないこと、④その活動により、悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置その他の近隣の生活環境を悪化さ	27. 10. 30	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						せ、又はそのおそれのある行為をしないこと、⑤6ヶ月を経過しても①から④までのいずれかの義務が履行されないときは、ただちに本件建物の使用を中止し、本件建物を退去すること、⑥申請人に対し、過去及び将来の①の騒音の発生により申請人及びその家族の被った精神的苦痛に対する慰謝料として、相当額を支払うこと。			
23	東京都平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・低周波音被害防止請求事件	27. 5. 12	東京都住民2人	東京都住民1人	家庭用ヒートポンプ給湯機から発生する低周波音のために、申請人らは深刻な不眠、しびれ、頭痛、耳鳴り、自立神経失調症等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①ヒートポンプ給湯機の使用を停止すること、②ヒートポンプ給湯機を電気温水器、ガス給湯器などの低周波音を発生させない機械に交換すること。			
24	東京都平成27年(調)第3号事件	印刷工場からの騒音被害防止請求事件	27. 6. 10	東京都住民2人	印刷会社	申請人らは、被申請人の印刷工場から発生する騒音のため、血圧の上昇、耳鳴り、ストレス、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①午後8時から午前7時までの夜間・早朝操業を即時中止すること、②印刷機械のモーター回転を下げるなどして、被申請人印刷工場からの騒音を低減させること、③申請人の家屋に隣接して設置してある印刷機械を工場中心部に移設すること。			
25	東京都平成27年(調)第4号事件	空調室外機からの騒音被害防止請求事件	27. 8. 24	東京都住民1人	製菓会社	申請人は、被申請人の製菓店に設置されている空調室外機より発生する騒音により、昼間の家事余暇活動、休息休養障害、夜間の睡眠休息障害の被害を受けている。よって、被申請人は、プロパンガスを動力源とする空調室外機について、次のいずれかの措置を講じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める騒音規制基準を遵守すること。①室外機を申請日以降、未来永劫稼働させないこと、②現在の設置位置で継続使用するのであれば、騒音規制基準に適合するよう改良を講じるか、適合する機種に更新すること、③同室外機の使用を継続するのであれば、規制基準に適合するように現在の設置位置からC街道沿いへ移設すること。	28. 1. 14	調停成立	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
26	東京都平成27年(調)第5号事件	マンション内公開空地等からの騒音被害防止等請求事件	27. 8. 28	東京都住民3人	マンション管理組合	被申請人が管理するマンションの広場状空地、歩道状空地及び公開空地は、建築基準法に基づく公開設計制度により設けられ、歩行者が日常自由に通行または利用できるものだが、これを遵法していない。また、三方(北・西・南)を高い建物に囲まれ、風と音の通り道となっており、わめき声、叫び声などがうるさくて健康に良くない。さらに、庭木剪定作業におけるチェーンソーは規制値以上の騒音を発生しており、また、ベランダ屋外での洗濯物、布団干しは、風で落下すると危険である。よって、(1)被申請人は、マンションの広場状空地、歩道状空地及び公開空地での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止と自転車走行の禁止、(2)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと、(3)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止、(4)工事をする場合は事前に連絡すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
27	東京都平成27年(調)第6号事件	マンション内自主管理公園等からの騒音被害防止等請求事件	27. 8. 28	東京都住民3人	マンション管理組合	三方(北・西・南)を高い建物に囲まれ、風と音の通り道となっており、わめき声、叫び声などうるさくて健康に良くない。また、庭木剪定作業におけるチェーンソーは規制値以上の騒音を発生している。さらに、ベランダ屋外での洗濯物、布団干しは、風で落下すると危険である。よって、(1)被申請人の自主管理公園での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止、(2)申請人宅の北側道路上での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止、(3)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと、(4)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止、(5)工事をする場合は事前に連絡すること。			
28	東京都平成27年(調)第7号事件	駐車場からの騒音・排気ガス被害防止請求事件	27. 8. 31	東京都住民2人	駐車場管理会社	駐車場からの耐え難い騒音と排気ガス臭により被害を被っている。よって、被申請人は、①当該パーキングの区画15及び16をコインパーキングではなく月極駐車に変更すること、②当該パーキング区画15及び16と申請人住所地との境に防音壁を設置すること、③当該パーキングの駐車方法につき、区画11～20全てを、「前向き駐車(自動車の頭を前に向けて駐車する)」とすること、④当該パーキングを利用する者に対し、アイドリングストップ及びドアの静かな開閉の告知を徹底すること。			
29	東京都平成27年(調)第8号事件	飲食店からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	27. 11. 27	東京都住民1人	飲食店	申請人は、騒音のために血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①ダクトの交換・調整をするなどして、被申請人経営の店舗からの騒音を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、並びに、同規則所定の規制基準値以下に低減すること、②上記措置を採らない場合、上記店舗のダクトを稼働してはならないこと、③申請人に対し、平26年4月から上記低減に至るまで生じていた騒音に対する損害賠償金として、金100万円を支払うこと。			
30	神奈川県平成23年(調)第2号事件	道路建設に係る大気汚染予測手法請求事件	23. 8. 31	神奈川県住民5人	国(代表者国土交通大臣)東日本高速道路株式会社	①被申請人らが環境影響評価に用いたブルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②ブルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民の健康被害を招くおそれがある、③ブルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター(正規分布の標準偏差)は一様な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一様ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一様なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響につい			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ては、空間を三次元の微小部分に分割して表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質（SPM）については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がプルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。			
31	神奈川県平成23年(調)第3号事件	道路建設に係る計画の見直し請求事件	23. 12. 2	神奈川県住民639人	国（代表者国土交通大臣）神奈川県（代表者知事）横浜市（代表者市長）高速道路管理会社	本件事業の対象地を含む周辺地域は、オオタカの営巣に象徴される良好な自然環境が残されている生物多様性保全の観点からも極めて貴重な地域である。申請人ら住民の多くがこうした良好な住環境を享受すべく、この地に居を構えたが、本件事業の現行案では、工事中の騒音、振動、地盤沈下の発生のおそれが極めて高く、また、工事完成後は周辺地域の大気汚染が強く懸念されるものであり、実施されれば、こうした良好な住環境は根底から失われ、健康被害すらも大いに懸念される。本件事業によって住環境や健康に直接の影響を受ける申請人らとしては、本件事業がどうしても行われるのであれば、せめて、住環境や健康への影響が少ない手段によることを求めるのは極めて当然のことである。申請人らが提示する代替案（①環状B号線（C橋）を下越えする、②本線は全線シールド工法とする、③D道路の東側に分岐合流点を移す）は、現行案と比べて住環境や周辺の自然環境への影響が少なく、また、事業者にとってもメリットがある内容であり、十分に採用に値するものと考えられる。よって、被申請人らは、①A線建設計画における現行案を見直すこと、②申請人らが提案の代替案を採用すること、③①及び②を検討するため申請人らと真摯に協議すること。	28. 2. 18 28. 3. 25	一部調停申請取下げ/一部調停成立	調停委員会は、21回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、申請人ら並びに被申請人国及び同高速道路管理会社は、調停委員会の提示した調停案を受諾し、本件は終結した。なお、被申請人神奈川県及び市に対する調停申請については、取り下げられた。
32	神奈川県平成23年(調)第3号-2事件(参加)	道路建設に係る計画の見直し請求事件	24. 7. 3	神奈川県住民26人	神奈川県平成23年(調)第3号事件と同じ	神奈川県平成23年(調)第3号事件と同じ。	28. 2. 18 28. 3. 25	一部調停申請取下げ/一部調停成立	神奈川県平成23年(調)第3号事件と同じ。
33	神奈川県平成26年(調)第1号事件	近隣ビル騒音被害防止等請求事件	26. 9. 2	神奈川県住民1人	ビル所有者	①被申請人が所有し賃貸しているビルから、絶え間なく空調ダクトを音源とする音が発生している。申請人が測定したところ、規制基準値を超えている時間帯があった。ついては、音量を軽減するために効果ある対策をとることを求める、②申請人は当該音のため、平穏な生活が送れなくなっており、この音を原因とする不眠やストレスから、身体的・精神的な不調をきたしている。よって、被申請人は、①防音工事の実施等により、被申請人所有ビルの空調ダクトから発生する音量を市の定める騒音の規制基準値以下にすること。②申請人に対し、慰謝料として平成25年2月1日から問題解決の日まで1日当たり金6,000円を支払うこと。	27. 4. 13	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
34	神奈川県平成27年(調)第1号事件	運送事業者駐車場からの騒音防止等	27. 2. 10	神奈川県住民1人	運送業者	申請人は、被申請人の駐車場を入庫ないし待機する車両が、毎日、深夜から早朝にかけて出す車両音のために、睡眠不足や過度のストレス等による健康被害を受けてい	27. 12. 16	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		請求事件				る。よって、被申請人は、①駐車場の操業時間を午前8時から午後10時までとし、深夜、早朝及び土日祝日の操業は行わないこと、②上記措置を講じない場合、平成27年8月末日限りで駐車場を現在地から移転すること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。			調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
35	神奈川県平成27年(調)第2号事件	道路建設工事及び道路供用開始後の地盤沈下等による生活環境被害防止請求事件	27. 6. 5	神奈川県住民5人	国(代表者国土交通大臣)市(代表者市長)高速道路管理会社	被申請人らの計画する道路建設工事は市民・住民の命と生活を脅かす内容を包含している。申請人らは、被申請人に対し、危険回避を審議する協議会の設置を何回も要請したが、無視又は見当はずれの回答を繰り返している。よって、被申請人らによる道路建設工事に係る危険回避を審議するための事業者、市、専門家、住民代表を入れた協議会を設置すること。	27. 12. 7	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
36	神奈川県平成28年(調)第1号事件	幼稚園騒音防止対策等請求事件	28. 2. 17	神奈川県住民2人	学校法人	申請人らの敷地と被申請人の敷地間に音を遮る壁が無いため幼稚園で発生した騒音が減音することがなく、また、被申請人は騒音低減を申し入れても窓を閉めることさえせず、申請人らは騒音により長い期間にわたり精神的苦痛を受けた。よって、(1)被申請人は、幼稚園建屋及び申請人との敷地間に騒音対策をすること。①防音壁を設置すること。防音壁は保育中の窓閉めを確認できるよう透明なものにすること、②幼稚園建屋1の西側外壁を減音効果の大きい壁にすること、③幼稚園建屋1の西側は窓開口面積の縮小と二重サッシ化あるいは無窓化すること、④幼稚園建屋1の西側に窓を残す場合は、保育中に窓を閉めること、⑤幼稚園建屋1の南側の窓を二重サッシ化し、保育中は窓を閉めること、⑥幼稚園建屋1、建屋2間の渡り廊下に防音対策をすること、⑦幼稚園建屋2の西側の窓を二重サッシ化し保育中は窓を閉めること、(2)被申請人は49年にわたる騒音に対し慰謝料として金438万円を支払うこと、(3)被申請人は幼稚園の園児数、行事などの運営の現状と変化を、申請人へ都度説明すること。			
37	神奈川県平成28年(調)第2号事件	卓球場からの騒音・振動被害防止請求事件	28. 2. 18	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	被申請人は、卓球場を自ら使用しあるいは第三者に使用させて卓球をする際に、人が床を踏み足音によって低音の騒音、振動を発生させており、騒音・振動の測定をしたところ、市条例の規制基準を超えている時間帯が多数あり、申請人は自宅における平穏な生活に支障をきたしている。よって、被申請人は、被申請人が経営する卓球場において、卓球をしている際の騒音振動を市条例の騒音・振動の規制基準未満になるように建物の床、壁を改良する等の改善措置をとること。			
38	新潟県平成26年(調)第1号事件	ヒートポンプ式温水暖房機からの騒音・低周波音被害防止請求事件	26. 2. 25	新潟県住民1人	新潟県住民2人住宅販売会社暖房機器等製造販売会社	申請人は、隣接する被申請人兩名宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音(低周波音を含む)により、不眠状態、耳鳴りに悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態である。よって、被申請人らは、申請人らに対して、上記騒音を低減又は防音するために室外ユニットの設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。	27. 6. 15	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
39	新潟県平成27年(調)第1号事件	スクラップ業者による騒音被害防止	27. 2. 9	新潟県住民1人	製鋼・鋳造原料加工会社	申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		等請求事件				への改善要求に対しても十分な措置がとられることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策をとること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等の物について、完全な防止対策をとること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。			
40	富山県平成27年(調)第1号事件	下水処理場の地下水揚水に伴う振動・地盤沈下被害補償等請求事件	27. 3. 10	富山県住民1人	市(代表者市長)	申請人は、被申請人による地下水の揚水に伴い発生する振動及び地盤沈下により、健康被害(不眠、肩こり、うつ病等)が生じ、財産的損害及び精神的損害を被った。よって、①被申請人は、申請人に対し、立ち退き費用及び自宅再購入に係る土地及び家屋について、損害賠償金1,600万円を支払うこと、②被申請人は、申請人に対し、精神的被害、通院に伴う治療費及び実家への家賃等として、損害賠償金2,700万円を支払うこと。	27. 7. 14	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
41	富山県平成27年(調)第2号事件	印刷工場からの騒音・悪臭・ばいじん等被害損害賠償請求事件	27. 10. 14	富山県住民1人	印刷会社	被申請人の工場が大气放出する排気粉じんにより、申請人宅は樹木の立ち枯れ及び葉枯れが約5年繰り返され、また、健康被害を受けている。よって、被申請人は、申請人(家族含む)は健康被害治療のために転居を考えているため、健康被害、財産被害の損害賠償(金3,830万円)の支払いに誠意をもって応じること。	28. 3. 1	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
42	石川県平成28年(調)第1号事件	道路からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28. 1. 12	石川県住民2人	市(代表者市長)	国道A号線と市道B号線が連結されたため、申請人住居が市道に突出した住宅環境になった。申請人住居横の市道B号線を通り抜ける多数の走行車の騒音により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①市道B号線の道路管理者として、「終日大型車・中型車進入禁止」、「時間規制」を早期に実施すること、②①の要望と同時に走行車の速度規制についても、関係機関と協議を行い、早期に実施すること、③市道B号線を「生活道路」として認識している以上、通り抜けのみに市道を利用する車をさらに自主規制させる効果ある対策を早期に実施すること、④現在に於いても上記措置を執らない為、相当の慰謝料及び住居建具を防音サッシに取り替える費用59万5千円を支払うこと。			
43	長野県平成27年(調)第1号事件	自動車整備工場騒音被害防止請求事件	27. 4. 20	長野県住民1人	自動車整備会社	申請人は、21年間以上の長期間、被申請人の発する騒音によって、苦痛を受け続けている。度重なる申請人からの要請や市の指導にもかかわらず、全く騒音が低減されていない。また、平成24年に被申請人が講じたという対策について、効果の確認のための騒音測定を求めたが、話し合いにも測定にも応じず、騒音改善の見込みがない。よって、被申請人は、①被申請人工場からの大きな騒音の低減及び申請人敷地への騒音侵入防止策を講じること、②前記防音策が十分な効力が期待できない場合は、工場を移転すること。	27. 7. 10	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
44	岐阜県平成27年(調)第1号事件	営農関連施設からの騒音被害	27. 6. 8	岐阜県住民2人	農業関連団体	被申請人の運営する農業関連施設から発生する騒音は、受忍限度を超えている。被申請人に対し対策を求めているが、改善しな			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	害防止請求事件				い。よって、被申請人は、防音壁を設置するなどの対策をとるとともに、作業時間を午前9時から午後5時までとするなど、夜間の騒音発生を防止するための対策をとること。			
45	静岡県平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの振動・騒音被害防止請求事件	27. 5. 25	静岡県住民1人	金属加工会社	被申請人工場内での機械と工具の使用により発生する振動・騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人工場から発生する振動・騒音の公害を速やかに取り除くこと。また、今後、施設又は機械の移動又は追加設置、作業内容の変更等があった場合においても、振動・騒音の環境規制基準を遵守すること。	28. 3. 24	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
46	静岡県平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの悪臭・騒音防止請求事件	28. 3. 22	静岡県住民1人	自動車修理会社	被申請人が営む自動車修理工場からの悪臭・騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、作業中の悪臭・騒音に対する十分な対策をとること。			
47	愛知県平成27年(調)第1号事件	自動車修理工場からの騒音被害防止請求事件	27. 2. 19	愛知県住民2人	自動車修理会社	申請人らは、被申請人の工場に隣接した場所で仕事をしており、工場から発生する騒音により、集中力が保てず、仕事に支障をきたしたり、気分が悪くなったりすることが頻繁にある。また、被申請人の工場は、土曜日にも操業しており、申請人らの日常生活に多大なる支障をきたしている。なお、申請人らが被申請人の工場からの騒音を測定したところ、敷地境界で平均約70dBから75dBという値であった。これは、市条例による規制基準を超過しており、平穏な生活環境で生活や業務をするという人格権に対する明らかな侵害である。よって、被申請人は、①防音措置を講じるなどして、被申請人の工場が発生させている騒音を低減すること、②工場の作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝の作業は行わないこと。	27. 10. 13	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
48	愛知県平成27年(調)第2号事件	家庭用燃料電池からの騒音被害防止請求事件	27. 7. 10	愛知県住民2人	愛知県住民2人	被申請人らが転居してきた平成24年8月以降、申請人らは、被申請人宅の家庭用燃料電池からの騒音に悩まされ、健康被害を被っている。よって、被申請人らは、①被申請人宅に設置している家庭用燃料電池の装置について、防音措置を講じて、騒音を低減させること、②上記装置について、午後10時から午前6時まで稼働させないこと。	28. 1. 26	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
49	愛知県平成27年(調)第3号事件	工事による地盤沈下のおそれ公害防止請求事件	27. 11. 2	愛知県住民2人	市(代表者上下水道局長)	被申請人は、平成26年5月頃に浸水対策を目的とし、降雨を排水するため新たに道路下に下水道管を布設する工事に着工した。しかし、平成27年8月24日、申請人の住所地の北側に隣接する郵便局及び申請人の住所地の土地に近接する土地に道路陥没が発生した。本件工事計画には欠陥があり、申請人ら住所地の交差点南側道路には、他の工事現場と異なり、内径2,600ミリの既設の下水道管があるにもかかわらず、内径2,400ミリの下水道管及び内径2,200ミリの下水道管を上下に重ねて折り返して設置しようとする不自然かつ危険な工事計画となっている。それに加えて、本件工事によるトンネル推進掘削工事の方法が誤っていたために、申請人ら所有地付近の土地に空洞が発生し、道路陥没が発生した可能性が高い。また、被申請人は、平成26年12月に、			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						申請人らが所有する土地建物に隣接する車道で試掘を行っていたが、その試掘のために昼夜車道に車両が通過する度に強い振動が生じ、申請人らが家屋内に居てもその振動が感じられる状態が続いたことから、本件工事前の地盤調査が不十分であった疑いが十分といえる。さらに、本件工事の施工は建築基準法施行令136条の3第3項に違反する危険なものといえるか同条に予定するのと同程度に危険なものといえ、違法な工事である。被申請人の違法な工事の施工により申請人らの土地・建物が陥没し、居住できなくなれば、申請人らの土地・建物の所有権が侵害されることは明らかである。よって、被申請人は、申請人住所付近の工事を直ちに差し止めること。			
50	三重県平成26年(調)第2号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	26. 9. 16	三重県住民1人	金属加工会社	①被申請人の工場から発せられる機械・金属音による精神的苦痛及びそれに伴う将来的不安から解放されたい(市の指導により、若干改善されたものの、未だに苦痛を伴う騒音が続いている。)、②騒音により、将来的なことも含め住宅及び宅地の利用に支障が生じている。また、資産価値の低下が懸念される、③騒音公害に関する専門家からの意見を聞きたい。また、測定を再度行って欲しい。被申請人が防音工事を行うに当たっては専門家から効果的な工事について助言を受けたい。よって、被申請人の工場の防音工事を行い、騒音源である工場側の敷地内で音を処理すること(申請人の宅地に騒音が侵入しないようにすること)、これが完遂されない場合は、申請人宅を防音改修すること。両手段で不足がある場合、被申請人が補償を行うこと。	27. 6. 18	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
51	三重県平成27年(調)第1号事件	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	27. 9. 25	三重県住民1人	製氷冷蔵会社	被申請人の行った作業による振動で家屋に被害を受けた。よって、①被申請人は振動が一切起こらないようにすること、②申請人宅2階の振動測定をすること、③冷凍庫等より低周波が出ている可能性が考えられるため、測定をすること。			
52	三重県平成28年(調)第1号事件	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	28. 1. 25	三重県住民1人	廃棄金属リサイクル会社	事業所において、運んできた金属をダンプから地面に落とすときの音、大型重機で金属を積み上げる音、大型トラックへ金属を積み込む音が、70dB以上で、瞬間的には90dBを超える。また、重機で金属を押し込むために起こる揺れは地震そのものであり、このまま続けば家の傾きや壁のひび割れにつながるに不安である。自営業で毎日家におり、このような状況下で不安な生活をしていて、体調が優れず、仕事も手につかない。よって、被申請人は、①事業所の移転、②事業の廃業、③①又は②の措置をとることが難しい場合には、申請人が移転しても良いので、それに係る費用を全額負担、④①～③の措置をとることが難しい場合には、防音壁を設置し当方より30m離れた場所で作業すること。			
53	京都府平成25年(調)第2号事件	グラウンド使用に伴う騒音被害防止請求事件	25. 6. 11	京都府住民1人	学校法人	平成19年頃から野球部等がグラウンド北東でバッティング練習等を行うことによる騒音が顕著になり、申請人の生活に支障が生じている。よって、①被申請人が運営する学校の野球部等の主なグラウンドの使用場所を北東から南西に移動し、グラウンド北東でのフリーバッティングは1日20分までとすること、②将来的には被申請人所有の郊外のグラウンドを使用すること。	27. 7. 22	調停成立	調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
54	京都府平成26年(調)第1号事件	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	26. 8. 5	京都府住民102人	大阪府住民1人 京都府住民2人 建築会社	申請人らは、被申請人らによる動物霊園建設工事による地盤沈下、振動、土砂災害による被害を受け、良好な景観・生活環境の享受を脅かされるおそれがある。よって、被申請人らは①動物霊園建設計画について、白紙撤回を含め、土砂災害防止の措置、景観確保及び生活環境の保持、②工事車両通行路及び沿道家屋の現況調査、損傷時の修復、③工事における地盤沈下、振動の防止措置、④土砂災害や地盤沈下の危険性についての環境影響評価、⑤土砂災害の発生時における補償を明示すること。	27. 6. 23	調停打ち切り	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
55	京都府平成26年(調)第2号事件(参加)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	26. 11. 11	京都府住民6人	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	27. 6. 23	調停打ち切り	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。
56	京都府平成26年(調)第3号事件(参加)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	26. 12. 26	京都府住民2人	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	27. 6. 23	調停打ち切り	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。
57	京都府平成27年(調)第1号事件(参加)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	27. 3. 2	京都府住民2人	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	27. 6. 23	調停打ち切り	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。
58	京都府平成27年(調)第2号事件	コンビニエンスストア及びガソリンスタンドの出店による騒音・悪臭・低周波音のおそれ公害防止等請求事件	27. 7. 27	京都府住民7人	土地所有者 コンビニエンスストア ガソリンスタンド	被申請人らがコンビニ及びガソリンスタンドの出店を計画している地域の近隣には、既に同様の店舗があり、近隣住民は騒音や悪臭の被害を受けている。さらに新たな店舗が建設されれば、大型車による騒音、低周波音、ガソリン臭による健康被害が生じることが明白である。よって、①現在の計画では、当該土地の西側にコンビニエンスストア（以下、「コンビニ」という。）、東側にガソリンスタンドという配置になっているが、それを逆（西側にガソリンスタンド、東側にコンビニ）の配置にすること、②ガソリンスタンドの営業時間を午後9時までとすること、③私道に面した当該土地の西側に防音壁を設置し、出入り口を設けないようにすること、④コンビニに大型車が入りできないよう、入口にゲートを設置すること、⑤騒音・アイドリング禁止等の看板を掲げ、従業員が騒音を発生させる来店客を指導すること、⑥被申請人土地所有者は、上記を事業者に遵守させること。	27. 9. 16	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
59	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長) 阪神高速道路公団	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
60	大阪府平成26年(調)第1号事件	学校増築工事による振動被害対策等請求事件	26. 1. 31	大阪府住民3人	大阪府(代表者知事)	近隣の学校で増築工事が平成25年4月から始まったが、同年5月15日から18日にかけての作業中に長時間の振動が発生し、特に17日午後2時ごろに発生した振動により申請人らの擁壁を含む住居等に重大な損傷が発生し、その後も家屋の被害が増大している。よって、被申請人は、申請人らの擁壁、住居、地下構造物等に発生した損傷の修復、原状回復をすること。	27. 8. 6	調停打ち切り	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
61	大阪府平成26年(調)第2号事件	道路標示による騒音・振動被害対策等請求事件	26. 4. 16	大阪府住民1人	大阪府(代表者知事)	被申請人は、申請人居住地前の道路を含む府道等の補修、管理を行っているが、数年前に申請人居住地前に道路標示を施工して以来、走行車による騒音・振動は激しくなった。申請人は公共性を慮り我慢してきたものの、最近の道路補修工事で施工した道路標示の文字の厚みにより生じた騒音・振動は許容範囲を超えており、日常生活に支障が生ずる事態となっている。よって、被申請人は、申請人宅前の道路上の道路標示の抹消もしくは移転等、騒音・振動をなくすための抜本的対策を講ずること。	27. 10. 6	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
62	大阪府平成26年(調)第3号事件	道路工事による振動被害対策請求事件	26. 5. 1	大阪府住民1人	市(代表者市長)	被申請人は申請人居住地前の道路の管理者であり、平成25年1月下旬から同年5月初旬にかけて前述の道路交差点の交差点改良及び舗装工事を行った。本件工事以来、走行車による振動が昼夜を問わず発生し、申請人及び家族は睡眠を妨げられるようになった。そのため、申請人は平成25年5月21日に被申請人に対策を要望し、被申請人は同年10月から平成26年1月にかけて4回の補修工事を行ったが、振動は収まらなかった。よって、被申請人は、①申請人自宅敷地内に50dBを超える振動を与えないようにすること、②申請人に対し、平成25年5月21日から振動が収まるまで日額金1,000円を支払うこと。	27. 4. 14	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
63	大阪府平成26年(調)第4号事件	銭湯跡地の土壌汚染対策等請求事件	26. 8. 6	大阪府住民1人	東京都住民1人 大阪府住民4人	申請人及び被申請人Aは、被申請人B、C、D及びE(以下、「被申請人Bら」という。)の父に昭和43年から当該土地を賃貸し、当該父は当該地で銭湯を経営していた。被申請人Bらは父の死後、土地の賃貸借契約を引き継ぎ、銭湯の経営を継続していたが、平成25年1月31日に廃業し、土地の賃貸借契約を同年2月に解除した。被申請人Bらが所有する銭湯の建物の解体後、申請人が当該土地に燃料として保管、使用されていた重油由来と思われる土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等を発見したため、被申請人Bらに対して土壌調査と汚染の除去を求めたが、産業廃棄物処理業者に依頼し油を処理済であるとして調査を拒否されたことから、被申請人Aが平成25年10月に当該土地の土壌調査を行ったところ、管理型処分場で受け入れられる弱いレベルの油汚染が認められた。しかし、この調査には複数の不備があったため、申請人が平成26年1月以降、当該土地の土壌や井戸水を可能な範囲で再調査した結果、油のほか鉛やフッ素も基準値を超えるなどの汚染が判明したものの、被申請人Aによる調査も含めていずれも不十分な調査であり、当該土地の汚染状況の把握に至っていない。よって、被申請人らは、①被害発生地の土地に対して適切な土壌調査をすること、②仮に土壌汚染が被害発生地の土地にあった場合には、当該土地に対して適切な対策を講ずること。	27. 4. 15	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
64	大阪府平成27年(調)第1号事件	幼稚園建築工事による騒音・振動被害補償請求事件	27. 2. 18	大阪府住民8人	学校法人建設会社	申請人らは被申請人が運営する幼稚園に隣接する住所に居住している。被申請人らは平成26年2月までの工期で同幼稚園の工事を行ったが、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、被害発生地住民らは住居への被害と健康被害を受けた。そのため、申請人らから被申請人らに対し、再三にわたり対策を求めたが、一向に改善されず、個別の補償にも応じなかった。よって、被申請人らは、①申請人4世帯8名に対し、騒音振動公害の基本補償料、慰謝料として金320万円を支払うこと、②申請人ら4世帯が居住する家屋について、振動被害の点検、補修及び耐震検査を実施すること。なお、その際の費用はすべて被申請人らが負担し、申請人が指定する第三者機関に依頼するものとする、③申請人4世帯の居住する家屋について、住居全体の洗浄を行うこと。	27. 11. 17	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
65	大阪府平成27年(調)第2号事件	スクラップ業者による騒音・振動被害防止請求事件	27. 2. 20	大阪府住民2人	リサイクル業者	申請人らは、被申請人の事業所に隣接する住所に居住している。平成21年頃から被申請人の事業所での重機を使用した作業や大型車によるスクラップ類の搬入・搬出作業に伴う騒音・振動で、申請人らの住居が揺れるなどの被害を受けている。そのため、市役所に再三にわたり相談し、騒音測定の結果、条例に定められた基準を超えたときもあったことから、被申請人を含む関係機関に対策を求めてきたが、一向に改善されなかった。よって、被申請人は、①作業に伴う振動・騒音について、法令を遵守し、適切な対策をとること、②作業時間を平日午前9時から午後5時までとすること、③振動・騒音について、デジタル式振動騒音計を外から見えるところに設置すること、④住宅地内一般道路の10t以上のトラック通行について、事故防止の対策をとること、⑤以上の項目が実行できない場合、6か月以内に移転すること。	28. 2. 16	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
66	大阪府平成27年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件	27. 6. 29	大阪府住民8人	スーパーマーケット	被申請人が展開するスーパーマーケットの新規開店と同時に、店舗西側排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトから鮮魚・精肉、揚げ物等の異臭が発生し、申請人らは被害を受けた。さらに、来店者の車が当該店舗屋上駐車場を利用する際に、昇降スロープを通過する際に発生する騒音被害も受けている。申請人らから被申請人に上記被害に係る対策を求めたところ、排気ダクトのスイッチは切断されたものの、未だ異臭の排出や騒音被害が続いている。よって、被申請人は、①店舗西側住宅4軒の玄関に面した排気口(10箇所)の撤去をすること、②排気ダクト(店舗屋上駐車場)の撤去若しくは住宅面を避けた北面・東面への移転又は店内でダクト処理をとること、③車昇降スロープを全面アスファルト舗装の措置を講じること、④植木の手入れ、雑草の伐採と水やりの措置をとること。			
67	大阪府平成27年(調)第4号事件	塗装事業所からの粉じん被害防止等請求事件	27. 10. 26	大阪府住民1人	塗装会社4社	平成27年7月に、申請人の駐車場近隣の塗装工場からの塗料の粉じんが申請人の所有する車に付着し、申請人は4事業社への修繕要請、市役所等への苦情相談を行ったが解決に至らなかった。よって、被申請人らは、①工場からの塗料の粉じんにより汚れた車を修繕すること、②今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策をとること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
68	大阪府平成27年(調)第5号事件	造成工事による振動被害現状回復等請求事件	27. 11. 4	大阪府住民8人	住宅販売会社 水道工事会社	被申請人らは平成27年4月中旬より、申請人居住地直近である田の造成工事を始めた。工事着工以来、10tクラスの大型貨物自動車やミキサー車等が申請人ら居住地の狭い生活道路を我が物顔で走行したことや、土地改良工事用の大型ユンボ等と土を掘り起こしたことによる振動で家屋壁面等に被害が発生した。よって、被申請人らは、①事業活動において被害を被った家屋壁面等の修理、現状回復すること、②事業活動において被った精神的苦痛の謝罪をすること。			
69	大阪府平成28年(調)第1号事件	製麺所からの騒音等被害防止請求事件	28. 1. 18	大阪府住民1人	食品製造会社	申請人は平成27年3月20日から被申請人製麺所に隣接する住所に居住している。申請人は製麺所から発生する騒音・低周波音等により体調を崩す等の被害を受けたため、被申請人及び市に苦情を申し入れたが、改善されない。よって、被申請人は、①騒音について規制基準値内に留まるように騒音源の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講じること、②低周波音を参照値内にするよう措置を講じること、③申請人宅に面している排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置をとらない場合は1年の猶予期間後工場を移転すること。それが不可能な場合は申請人宅を買い取る措置を講じること。			
70	兵庫県平成23年(調)第2号事件	県立高校吹奏楽部等騒音被害防止対策請求事件	23. 8. 8	兵庫県住民1人	兵庫県(代表者知事)	県立B高校吹奏楽部、音楽部及び学生のコーラス大会の練習で発せられる騒音により健康被害を受けている。よって、被申請人は申請人の生活が被申請人の発する騒音に悩まされないよう適切な措置をとること。	27. 7. 22	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
71	兵庫県平成28年(調)第1号事件	コンビニエンスストア駐車場騒音防止対策請求事件	28. 2. 29	兵庫県住民3人	コンビニエンスストア	被申請人が経営するコンビニエンスストアの駐車場から発生する騒音等によって、自律神経の失調、精神不安、めまい、頭痛、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①緩衝帯を設けるなどの騒音防止対策を講じ、駐車場から発生する騒音を低減すること、②申請人が設置した防音窓の工事費、健康被害による治療費を含む慰謝料を支払うこと。			
72	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
73	奈良県平成28年(調)第1号事件	薪風呂及び薪ストーブからの排煙による悪臭被害防止等請求事件	28. 2. 19	奈良県住民1人	宗教法人	申請人は昭和44年10月から現住所に居住しており、被申請人は昭和46年頃に申請人宅の北側に薪風呂を作り、平成26年頃に薪ストーブを設置した。薪風呂と薪ストーブ、野焼きからの排煙により自宅の洗濯物に塩化ビニールを焦がしたような悪臭が衣類等に付着して困っており、また、申請人は被申請人が発生させた煙により、抑鬱神経症になり、不眠、咳、頭痛等がでて、体調を崩し、治療の為に病院で睡眠導入剤、精神			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						安定剤等を処方された。よって、被申請人は申請人に対し、①損害賠償として金100万円を支払うこと、②薪ストーブを撤去して灯油ストーブを設置すること、③薪風呂を撤去してLPガス使用の風呂を設置すること、④野焼きを止めること。			
74	奈良県平成28年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	28. 3. 22	奈良県住民3人	食品加工会社	申請人ら多数の住民は、被申請人の食肉加工により生じる肉と油で揚げる臭いにより油酔いをし、さらに、低周波を伴う機械の騒音等の結果精神的、身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、上記のような被害を抜本的に解決するために、①早期に移転すること、②次善の策として、平日の午後6時から午前8時までと、日祝日はボイラーと換気扇を停止させること、消音装置又は騒音遮断装置、脱臭装置を設置すること。			
75	和歌山県平成27年(調)第1号事件	発電所からの騒音被害防止請求事件	27. 4. 14	和歌山県住民4人	発電会社	被申請人は、指定工場の変更にあって市から許可を受けたが、その許可条件である騒音の協定値を度々超えて運転している。よって、被申請人は、発電設備を運転する際、騒音が環境保全協定値(昼間：65dB、朝夕：60dB、夜間：55dB、新設時：40dB)を越えないようにし、周辺地域への影響を少なくすること。	28. 2. 24	調停打切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
76	鳥取県平成24年(調)第1号事件	病院に係る騒音・振動による住宅被害賠償等請求事件	24. 7. 19	鳥取県住民3人	県営病院	被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。よって、被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。	27. 8. 6	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
77	岡山県平成26年(調)第1号事件	採石場の事業活動による水質汚濁被害等防止請求事件	26. 9. 30	岡山県住民2人 町内会	市(代表者市長) 採石業者	被申請人A社の採石事業活動によって排出される大量の廃石残土に伴って、採石場に隣接する川には排出された残土の一部が堆積し、川底が浅くなった。そのため、水の流れが悪くなり、水の状態が変化し、底質の悪化を招いた。よって、①被申請人A社は採石場の土砂及び残土を撤去し、同採石場に隣接する川への土砂の流入及び公衆用道路への土砂の崩落等を防止すべく防護網を設置するなどの防護策をとり、土砂の流入や土砂崩落防止のための措置を取ること、②被申請人B市は被申請人A社が①の措置をとらない場合、採石法に基づく事業停止命令及び緊急措置命令を発令すること。	26. 12. 1 27. 7. 9	一部調停申請却下／一部調停をしない	調停委員会は、本件調停申請のうち、請求事項②については「公害に係る紛争」に当たらず、不適法なものであるため、調停申請を却下した。また、請求事項①については、その性質上調停をするのに適当でないと判断し、調停をしないものとし、本件は終結した。
78	広島県平成26年(調)第1号事件	塗装工場からの悪臭被害防止請求事件	26. 5. 26	広島県住民1人	塗装会社	被申請人の工場から発生している悪臭について、直接及び市を通じて対策を依頼しても一向に改善しない。よって、被申請人は悪臭を発生させる事業活動を停止すること。	27. 5. 29	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
79	広島県平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件	27. 4. 17	広島県住民2人	金属加工会社	申請人は、被申請人工場からの異常な作業騒音により、体調不良(頭痛、高血圧、視力低下、ノイローゼ等)となったため、被申請人に対し、再三にわたり騒音を下げよう依頼したが、被申請人に規制基準を遵守する意思及び誠意はなく、市役所の指導だけでは、本気の改善がされない。よって、被申請人は、①工場から発生する騒音を、法令で定める規制基準値以内に抑えること、②7年以上迷惑をかけてきたことに対して謝罪すること、③慰謝料として金500万円を支払うこと。			
80	香川県平成27年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止等請求事件	27. 4. 1	香川県住民1人	金属加工会社	被申請人が工場を増築した後、工場からの騒音が大きくなり、さらに被申請人は工場を新築したが、新築工場の屋外に設置された冷却機及びダクトから夜中にも騒音が発生している。また、申請人が騒音測定を行ったところ、昼はたびたび、夜も大きく規制基準を超過しており、申請人は、就寝・起床の時間が定まらず、耳鳴り、眠気、憂鬱の日が続く、精神的・肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、①昼間の工場内の騒音を規制基準値以下にすること、②騒音を発生させている冷却機及びダクトを移設し、規制基準値以下にすること、③夜間に申請人宅内に被申請人工場からの光が入らないようにすること。	27. 10. 9	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
81	福岡県平成26年(調)第1号事件	水源地への残土流入による水質汚濁被害防止請求事件	26. 5. 29	福岡県住民9人	福岡県住民1人	申請人らが利用している水源地の水の汚濁は、被申請人の土地に搬入された残土が雨水とともに流入したことが原因と推測される。水源地の水は、申請人の生活用水として利用されており、水の汚濁は申請人らの正常な生活を侵害している。被申請人は残土の搬入について、事前に申請人らに説明することもせず、問題発生後も残土の上部にブルーシートを被せるといった対策を講じたのみで、残土の水源地への流入を防止する対策を講じていない。よって、被申請人は、①被申請人の土地に運搬した残土を除去すること、②大雨により当該残土が雨水とともに流れ、水源地の水の汚染が日常生活に不便をきたしているため、正常な生活を送れる対策を講じること。	27. 6. 5	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
82	福岡県平成27年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	27. 12. 15	福岡県住民1人	学校法人	幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響がでており、また、被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、いつも住居内が見られているという精神的負担を負っている。よって、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、幼稚園からの騒音を低減すること、②申請人に対し、同園からの騒音を低減する目的で申請人が行った防音工事費用151万1,611円を支払うこと、③同園の園舎の窓から申請人が見えないようにする措置をとること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
83	佐賀県平成26年(調)第1号事件	病院の焼却設備からの排煙による悪臭被害防止等請求事件	26. 7. 31	佐賀県住民1人	医療法人	被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障をきたすとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼働を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金200万円の損害賠償金を支払うこと、④平成26年8月1日以降、焼却設備の稼働停止期間を除き、1か月当たり10万円の損害賠償金を支払うこと。			
84	佐賀県平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止請求事件	27. 6. 24	佐賀県住民2人	金属加工会社	被申請人の操業する金属加工工場は、申請人らの住宅敷地場と境界により接している。そのため、操業に伴う様々な騒音(工場の扉の開閉音、工場内での金属加工音、敷地内にトラックが出入りする際の音、クレーンで鉄板や鉄パイプを移動させる際の音等)により、申請人の平穏な生活環境が奪われている。よって、被申請人は、以下の音量を超える騒音は発生させないこと。 ① 昼間:50dB、② 朝・夕:45dB、③ 夜間:45dB			
85	大分県平成27年(調)第1号事件	食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	27. 8. 21	大分県住民8人	大分県住民1人	被申請人は、食品加工を行っており、そこから発生する悪臭により、申請人らは被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭被害をもたらしている被申請人の事業活動について、申請人らに対し、施設の内容、事業活動の状況、悪臭対策のために講じている措置を開示し、施設内への立ち入り調査を認め、悪臭問題の解決のため、誠実に協議に応じること、②悪臭対策について専門家の調査を受け入れ、その調査結果に基づき悪臭防止対策を講じること、③悪臭防止対策の実効的措置がなされない場合は、事業活動を停止すること。	28. 1. 29	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
86	大分県平成28年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件	28. 3. 9	大分県住民6人	医療法人	申請人らは、被申請人の施設に設置された空調設備の室外機からの騒音ないし低周波により、安眠妨害を受け、体調不良を生じている。また、設備から発生する臭いや託児所の子供達の泣き声などに悩まされている。よって、被申請人は、①室外機の音を防音するための壁を施工すること、②施設内の設備から発生する水の音や臭いの対策をとること、③託児所を移転すること。			
87	沖縄県平成27年(調)第1号事件	製糖工場騒音・振動等に関する被害防止請求事件	27. 10. 27	沖縄県住民1人	食品製造会社	被申請人の工場が稼働することにより、申請者自宅において騒音・低周波音・振動による自宅建物のがたつき、亀裂、睡眠妨害等の被害及びばいじん等排出物飛散による汚染の被害が生じている。よって、被申請人は、①12～4月頃の製糖シーズンにおいて、工場から発する夜間の騒音・低周波音・振動が申請人宅に届かないよう必要な措置を講ずること。②上記製糖シーズンにおいて、ばいじん等の排出物が申請人宅に飛散することがないように、遮蔽などの必要な措置を講ずること。			